

# 中小建設業者災害補償制度のご案内

第三者賠償責任保険  
(請負業者賠償責任保険)

法定外労災総合保険  
(労働災害総合保険)

団体契約の  
スケールメリットにより  
保険料は

●第三者賠償責任保険

約 **30~50%** 割引!

●法定外労災総合保険

約 **70.3%** 割引!

この制度は、一般社団法人全国  
中小建設業協会の会員団体を  
構成する事業主および会員  
企業の皆様に対してご案内す  
る補償制度で、一般社団法人  
全国中小建設業協会を保険  
契約者とする団体契約です。

- 別紙の見積り情報シートをご記入のうえ、取扱代理店までFAXしてください。  
保険内容をご説明のうえ、保険料の見積りをご提示し、加入申込票を作成いたします。
- 加入申込票に必要事項をご記入・ご押印いただき、各県全中建団体窓口までご提出ください。  
加入申込票の記入内容について、間違いがないか、必ずご確認ください。
- 損害保険料および制度維持費は、全中建受入口座に必ず期日までにお振り込みください。

## 加入方法

## 募集締切

## 加入者証

平成29年3月24日(金)まで

- 中途加入できます。

## 補償開始

平成29年4月1日午後4時

- 本制度の加入者証の送付は、平成29年6月~7月の予定です。

平成28年12月

会員各位

一般社団法人 全国中小建設業協会 会長 松井守夫  
同 共済制度運営委員長 山田孝司

## ごあいさつ

平素は、当協会の運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

会員各位におかれましては、建設工事の安全並びに事故防止には、豊富な経験や技術に基づき周到な対策等を講じておられることと存じます。

しかしながら、どんなに周到に予防手段を講じても、不測の事故が起こらないとは限りません。しかもひとたび事故が発生した場合、その損害の復旧費は膨大な額にのぼることもあり、工事の停滞は勿論のこと、時として企業の存立自体を危うくすることもあります。

このような不測の事故に備え、当協会では中小建設業者の経営安定と従業員の福利厚生のために昭和53年より「中小建設業者災害補償制度」を発足させ、安定的に発展させて参りました。

建設業における労働災害の発生状況は、ご承知のとおり毎年高い数値を示しております。また、労働災害に対する損害賠償額は高額化する傾向にあり、公的な保険だけでは十分な備えとはいえなくなっております。

本制度には、労働災害に備える「法定外労災補償保険（労働災害総合保険）」と、第三者賠償に備える「第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）」がありますが、本パンフレット「中小建設業者災害補償制度のご案内」のとおり商品内容をご案内いたしますので、何卒ご採用賜りますようお願い申し上げます。

# 本制度のご案内

本制度は、「第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）」「法定外労災補償保険（労働災害総合保険）」の2つの損害保険商品の制度となっており、三井住友海上火災保険株式会社が引受保険会社となっております。詳細につきましては、4ページ以降をご参照ください。

## 1. 保険期間

平成29年4月1日午後4時～平成30年4月1日午後4時の1年間

※中途加入もできます。

中途加入の場合の保険開始は毎月1日、保険終期は平成30年4月1日午後4時とします。保険料のお振込みおよび加入申込票のご提出は前月の24日までに全中建本部事務局必着といたします。

いずれかが本部事務局締め切りに間に合わなかった場合は、翌々月1日の保険開始となりますのでご注意ください。

（中途加入の保険料は残月数に対応する月割となります。）

## 2. 保険料のお見積もり

別紙の「見積り情報シート」に所定の事項をご記入のうえ、16ページに記載の貴社エリアを担当する取扱代理店までFAXしてください。

取扱代理店よりご連絡させていただきます。

## 3. 申込手続

所定の加入申込票等に必要事項をご記入のうえ押印し、全中建の各県会員団体窓口までご提出ください。

## 4. 保険料（愛知、大阪、鹿児島は別途ご案内いたします。）

保険料は、項目6に記載の制度維持費と共に次の銀行口座にお振り込みください。

**（振込手数料は各自ご負担ください。）**

※保険料払込方法は「年払のみ」（一括払）となっております。

振込口座

みずほ銀行兜町支店（普）2013683

イッパシヤダンホウジン

一般社団法人

センコクチュウショウケンセツギョウキョウカイ

全国中小建設業協会

サイガイホショウセイドウケイレコウザ

災害補償制度受入口座

インチョウ

委員長

ヤマダコウジ

山田孝司

## 5. 申込メ切

加入申込票ご提出 …………… 平成29年3月24日までに各県会員団体窓口までご提出ください。

保険料お振込み …………… 平成29年3月24日までに全中建受入口座にお振り込みください。



※上記メ切にご提出、お振込みが間に合わない場合は、保険開始が平成29年4月20日以降となりますのでご注意ください。

※中途加入は随時受け付けております。

## 6. 制度維持費

この制度では、損害保険料とは別に損害保険料の5%相当額の「制度維持費」を別途お支払いいただきます。「制度維持費」は、本制度の普及・充実・協会活動のために本会にて有効に活用させていただきます。

# 第三者損害賠償責任保険(請負業者賠償責任保険)

## 1. 本保険がお役に立つときは…

貴社および貴社の下請負人が行う請負作業(工事・仕事)の遂行にあたり、工事中に他人に対して身体障害や財物損壊を与え、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合に、三井住友海上の賠償責任保険がお役に立ちます。

## 2. 特 色



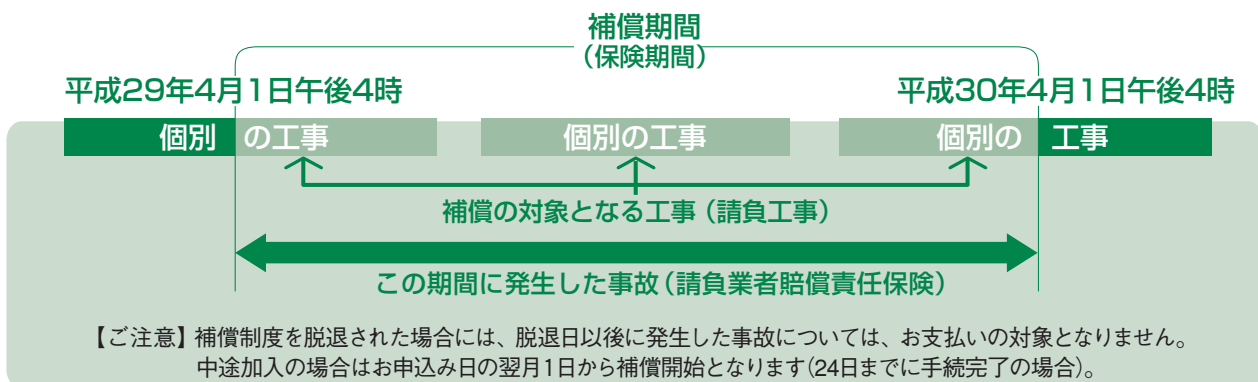
- (1) 一般社団法人全国中小建設業協会のスケールメリットにより個別加入と比較して **保険料は約30%~50%の割引となっています。**
- (2) 保険料は全額損金処理ができます。(平成28年12月現在)
- (3) 保険期間中に行うすべての工事を一括して加入することができ、加入漏れがありません。
- (4) 下請業者に責任がある事故についても保険金のお支払対象とすることができます。

## 3. 本保険でお引受できる請負作業

請負業者賠償責任保険で対象とすることができる主な請負作業(工事・仕事)は次のとおりです。お引受けできない「請負作業(工事・仕事)」がありますのでご了承願います。別紙の見積り情報シートを利用し、ご照会ください。

各種地下工事、道路建設工事、道路等の舗装工事、軌道建設工事、ビル建設工事、橋りょう建設工事、各種建築物設備工事、移動・解体・取壊工事、プラント・機械装置の組立・据付工事、高層構築物(鉄塔・高架線等)建築工事、建築物設備・機械装置等の改修または維持工事、土地造成工事、荷役、清掃、造園、芝刈・草刈作業、除草作業、殺虫殺そ(害虫等駆除)、引越、運送、撮影・取材、除雪、調査・測量、放置車両確認業務、ビルメンテナンス業務 など

・ 保険期間開始前および終了後に生じた事故は対象となりません。



## 4. 保険金をお支払いする主な場合

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が行う請負作業遂行中に発生した偶然な事故、または被保険者が請負作業遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

事故種類	事故内容	事 故 例
工事中	・被保険者の請け負った工事や作業などの業務の遂行中に生じた偶然な事故 ・請負業務遂行のために被保険者が所有、使用または管理している施設の欠陥、管理の不備による事故	・工事中に道具を落とし、通行人にケガを負わせた。 ・工事中にクレーンが横転し、隣接する建物を壊した。 ・工事現場の資材置き場の鉄骨が突然崩れ、近くで遊んでいた子供が大ケガを負った。 ・工事現場の資材置場の材木が崩れ、子供がケガをした。

## 5. お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

損害の種類	内 容
① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用



上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

## 6. 保険金をお支払いしない主な場合

以下の事故や賠償責任に関する損害については保険金をお支払いしません。

- (1) 普通保険約款・賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合
  - 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
  - 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
  - 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
    - （「管理財物損壊補償特約」「借用財物損壊補償特約」「支給財物損壊補償特約」をセットし、一部を補償の対象とすることができます。後記「7. 管理財物損壊リスクの取扱い」をご覧ください。）
  - 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
  - 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
    - （「労働災害総合保険」で補償の対象となります。）
  - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（じょう）
  - 労働争議に起因する損害賠償責任
  - 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
  - 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
  - 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）
  - 直接である間接であるを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
    - ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸入
    - ◇石綿等への曝露による疾病
    - ◇石綿等の飛散または拡散
- (2) 特別約款でお支払いしない主な場合
  - 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の滅失、破損または汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
  - 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の軟弱化または土砂の流出・流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）・その収容物または土地の滅失、破損または汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
  - 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した地下水の増減について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
  - 被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務（下請業務を含みます。）に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
  - 航空機の所有、使用または管理に起因する賠償責任
  - パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する賠償責任
  - 自動車・原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する賠償責任を除きます。

■工作車（ブルドーザー、パワーショベル等。ダンプカーは含みません。）に起因する賠償責任については、工事・仕事を行っている不特定多数の人が出入りすることを制限されている作業場内および施設内での事故に限り、保険金をお支払いします。ただし、損害の額がその自動車に締結されている（締結すべき）自賠責保険（責任共済を含みます。）および自動車保険（自動車共済を含みます。）により支払われる保険金と免責金額の合算額を超過する場合に、その超過額のみに対して保険金が支払われます。

（「借用財物損壊補償特約」および「支給財物損壊補償特約」をセットすることで、一部を補償の対象とすることができます。後記「7. 管理財物損壊リスクの取扱い」をご覧ください。）

- 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し）または放棄の後に、仕事の結果に起因して負担する賠償責任
- 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する賠償責任
- じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- 直接である間接であるを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
  - ◇医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
  - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

○被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害  
 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 7. 管理財物損壊リスクの取扱い

前記「6. 保険金をお支払いしない主な場合」の(1)「被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任」について、請負業者賠償責任保険において「管理する財物」は次表のとおり分類され、一部のリスクについては次表記載の特約をセットすることにより補償の対象とすることができます。

補償する場合は追加保険料が必要となります。ご希望される場合は、取扱代理店にお申し付けください。

「管理する財物」の分類	補償対象とする特約
(A) 被保険者が第三者から借用中の財物	借用財物損壊補償特約
(B) 被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定の財物を含みます。）	支給財物損壊補償特約
(C) 上記(A)および(B)を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物	なし（別途、保険手配が必要）
(D) 上記(A)から(C)までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物	なし（別途、保険手配が必要）
(E) 上記(A)から(D)までを除き、目的がいかなる場合でも、現実には被保険者の管理下にある財物（工事・仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。）	管理財物損壊補償特約

※引越業務、運送業務、ビルメンテナンス業務を保険の対象としている場合には、以下の(1)～(3)の特約をセットすることはできません。

### (1) 管理財物損壊補償特約

内容	被保険者の管理下にある財物（仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含み、目的を問いません。以下同様です。）の滅失、破損、汚損、紛失または盗取によって、その財物に対して正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	
支払限度額	財物損壊の1事故あたりの支払限度額となります	
免責金額（自己負担額）	財物損壊の1事故あたりの免責金額（自己負担額）と同一となります	
特約固有の保険金をお支払いしない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者が第三者から借用中の財物に対する損害</li> <li>○被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。）に対する損害</li> <li>○被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物に対する損害</li> <li>○被保険者が運送または荷役のために受託している財物に対する損害</li> <li>○補償管理財物（管理財物損壊補償特約をセットすることにより補償される管理財物。以下同様です。）の使用不能に起因する損害</li> <li>○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取に起因する損害</li> <li>○被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>しまたは私用に供する補償管理財物の損壊、紛失または盗取に起因する損害</li> <li>○補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害</li> <li>○補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害</li> <li>○補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊に起因する損害</li> <li>○被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理（点検を含みます。）もしくは加工の拙劣または仕上不良等に起因する損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

### (2) 借用財物損壊補償特約

内容	加入者証記載の仕事の遂行のために作業場内および加入者証記載の施設内において使用または管理する借用財物（リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借りている財物 <sup>(注)</sup> を含みます。以下同様です。）を滅失、破損または汚損したことにより、被保険者が借用財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 なお、紛失または盗取に起因する損害は補償対象外となります。 (注) 自動車を含みます。
支払限度額	1事故につき「500万円」または「財物損壊の1事故あたりの支払限度額」のいずれか低い金額
免責金額（自己負担額）	1事故につき5万円

特約固有の保険金をお支払いしない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○借用財物の紛失または盗取に起因する損害</li> <li>○借用財物の使用不能に起因する損害</li> <li>○借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の損壊に起因する損害</li> <li>○借用財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた借用財物の損壊に起因する損害</li> <li>○電氣的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊に起因する損害</li> <li>○傷などの外観上の損壊にとどまり、借用財物の機能に支障のない損壊に起因する損害</li> <li>○借用財物の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品その他の消耗品または消耗材に単独に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生じた損壊に起因する損害</li> <li>○被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する借用財物の損壊に起因する損害</li> <li>○借用財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またははねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害</li> <li>○借用財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
----------------------	--	--

### (3) 支給財物損壊補償特約

内容	加入者証記載の仕事の遂行のために他人から被保険者に支給された支給財物（資材および設置工事の目的物をいい、工事前仮設物の材料を含み、他人が所有するものに限り、以下同様です。）を滅失、破損または汚損したことにより、被保険者が支給財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。なお、紛失または盗取に起因する損害は補償対象外となります。	
支払限度額	1事故につき「500万円」または「財物損壊の1事故あたりの支払限度額」のいずれか低い金額	
免責金額（自己負担額）	1事故につき5万円	
特約固有の保険金をお支払いしない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支給財物の紛失または盗取に起因する損害</li> <li>○支給財物の使用不能に起因する損害</li> <li>○発注者または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された支給財物の損壊に起因する損害</li> <li>○他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の損壊に起因する損害</li> <li>○被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する支給財物の損壊に起因する損害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>る損害</li> <li>○支給財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またははねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害</li> <li>○支給財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

## 8. 交差責任補償特約（\*交差責任とは工事の受注者と発注者間に生じる賠償責任です。）

- (1) 被保険者に発注者を含む場合の、加入者と発注者の賠償関係を補償する特約です。
- (2) この特約をセットする場合、特約保険料が必要となります。

## 9. 支払限度額と保険料の例

本制度では、保険期間を通じて、支払限度額（身体障害、財物損壊共通）別に、以下のプラン型式を設定しています。なお、完成工事高1億円の場合、年払保険料の目安は以下の通りです。

プラン		A型	B型	C型
支払限度額 1事故・保険期間中通算・身体財物共通		2億円	3億円	5億円
免責金額（自己負担額）		なし	なし	なし
年払保険料	請負区分1：土木あり（建設工事） 土木工事を請負う業者（ビル・建物建築工事に伴って行う土木工事は含みません。）	246,030 円	268,560 円	300,770 円
	請負区分2：土木なし（建築工事） ビル・建物建築工事のみを請負う業者（土木工事を請負わない業者）	165,250 円	181,550 円	204,960 円



- 上記の請負区分に該当のない解体工事・清掃・造園作業等の請負作業（工事・仕事）を行う場合は、取扱代理店までご照会ください。（複数の請負区分の請負作業を行う場合は、加重平均して保険料を算出いたします。）
- 保険料算出の基礎数値は、貴社の把握可能な最近の会計年度（1年間）の完成工事高（建設業以外は売上高）といたします。ご加入の際には、保険料算出に必要な資料(\*)を引受保険会社にご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

\* 工事・作業種類ごとの完成工事高（建設業以外は売上高）の記載がある申込人または被保険者作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」が必要となります。

※「免責金額」は上表では「なし」としてはいますが、1事故あたりの免責金額を設定することも可能です。

※上記保険料は管理財物損壊補償特約をセットしたものです。

※支払限度額は1事故・保険期間中通算とも同額であり、自動復元はいたしません。

※確定保険料方式のため、保険期間終了後、確定精算頂くことはありません。（ただし、中途解約の場合は保険料の精算が必要となります。）



# 法定外労災補償保険 (労働災害総合保険<法定外補償条項・使用者賠償責任条項>)

「法定外補償条項」に加え、「使用者賠償責任条項」もこの機会に是非ご採用をご検討ください。

## 1. 特色

- (1) 一般社団法人全国中小建設業協会のスケールメリットにより、**新規で個別に加入する場合と比較して割安で約70.3%割引**(注)になっています。
  - (2) 保険料は全額損金処理ができます。(平成28年11月現在)
  - (3) 年間包括契約のため加入もれがありません。
  - (4) 法定外補償条項については他の災害契約類似商品(生命保険等)と比較して次の特色があります。
    - ①無記名方式のため従業員・下請負人等の退職変更等に伴う個人名報告の必要がありません。
    - ②健康診断は不要です。
    - ③対象年齢に制限はありません。臨時雇・季節労働者・アルバイトも対象となります。
    - ④政府労災保険等の上乗せ制度であり、業務上の災害のみ補償(通勤途上を含みます。)のため保険料が割安になっています。
    - ⑤一定の条件を充足した場合には、「経営事項審査」の加点評価の対象となります。
- (注) 割引率は保険料および過去の損害率等によって変動します。このため加入状況および保険金のお支払い状況により翌年度の割引率が変わる場合があります。



## 2. 商品の仕組み

### ■被保険者

加入申込票の被保険者欄に記載された方が被保険者(保険契約により補償を受けられる方をいいます。以下同様とします。)となります。ただし、普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

### ●法定外補償条項

被保険者の被用者(被保険者の従業員等で加入申込票に記載された方をいいます。以下同様とします。)が保険期間中に業務上または通勤途上の災害(注)によって身体に障害(後遺障害、死亡を含みます。以下同様とします。)を被り政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、法定外補償規定等に基づき被保険者が災害補償金等に基づき政府労災、保険等の上乗せ補償金の支払責任を負担することによって被る損害に対して、その法定外補償規定等に定められる災害補償金の支払限度額に基づいて設定されたこの保険の支払限度額の範囲内でお支払いします。労働災害には「業務災害」と「通勤災害」があり、政府労災保険ではともに保険給付の対象となっています。法定外補償条項の基本契約では、このうち「業務災害」のみを対象としておりますが、特約をセットいただくことにより「通勤災害」も対象とすることができます。なお、法定外補償条項の「業務災害」「通勤災害」の認定、および後遺障害等級、休業日数等の認定については政府労災保険等の決定に従います(所轄の労働基準監督署長の認定によります。)

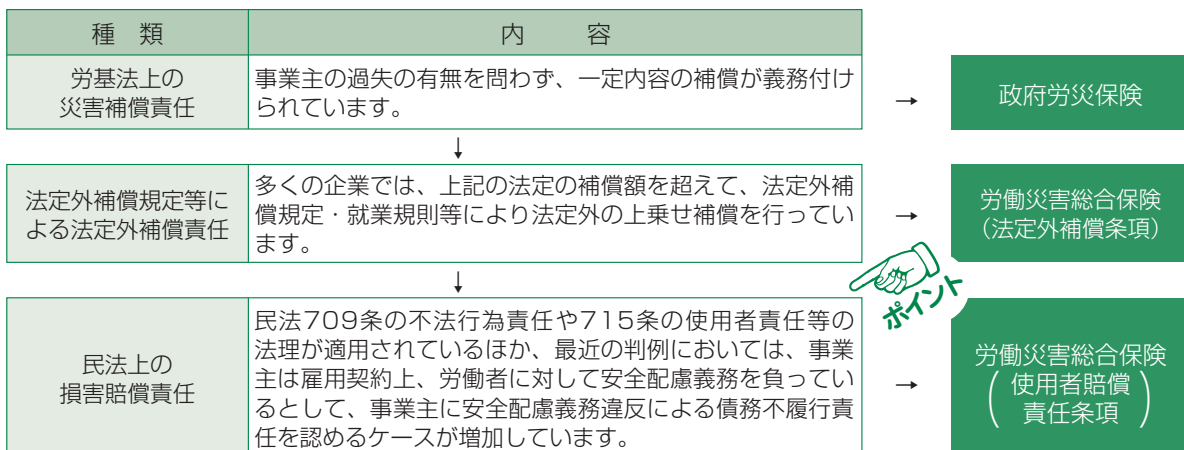
- ・保険金は、生命保険や傷害保険からの給付には関係なくご加入金額に従ってお支払いします。
  - ・政府労災保険等とは異なり、保険金は被保険者にお支払いします。ただし、最終的には被保険者から補償金として全額被災した被用者またはその遺族にお渡しいただけます。被災した被用者またはその遺族からは受領証の取付けが必要となり、被保険者が保険金の全部または一部を被災した被用者またはその遺族に対して支払わなかった場合には、その部分については引受保険会社にご返還いただくこととなります。
- (注) 通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

### ●使用者賠償責任条項

- ・被用者の労働災害について、被災した被用者もしくはその遺族から損害賠償請求を受け、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に負担する損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用に対して保険金をお支払いします。ただし、損害賠償金は次に掲げる金額の合算額を超える場合に限り、その超過額のみを賠償金としてお支払いします。また、加入者証記載の支払限度額を限度とします。
  - (a) 政府労災保険等から給付されるべき金額(特別支給金を含みません。)
  - (b) 自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
  - (c) 法定外補償規定等により支払われるべき金額
  - (d) 加入者証記載の免責金額(法定外補償規定等がない場合)

## 3. 労働災害に関して事業主の負担する責任

被用者が業務上の身体の障害を被った場合には、事業主は次の3つの責任を負担します。





# 法定外補償条項 (労働災害総合保険)

※ 以下は建設関連事業 (適用事業種類コード31~38) についての説明であり、それ以外の業種は別途ご照会ください。

## 1. 保険金をお支払いする場合

### ● 法定外補償条項

被用者が業務上または通勤途上の災害<sup>(注)</sup>によって身体に障害を被り、法定外補償規定等に基づき被保険者が災害補償金の支払責任を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、政府労災保険等の支給決定がなされた場合にその決定に従って保険金を支払うこととし、保険金の支払限度額は、法定外補償規定等に定められる災害補償金の支払責任額に基づいて設定します。

(注) 通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。

## 2. お支払いする保険金

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される特約によりその他の保険金がお支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

- (1) 死亡に対する法定外補償保険金  
被用者が業務上または通勤途上の災害<sup>(注)</sup>によって死亡した場合にお支払いします。
- (2) 後遺障害に対する法定外補償保険金  
被用者が業務上または通勤途上の災害<sup>(注)</sup>によって後遺障害 (政府労災保険の第1級~第14級) を被った場合にお支払いします。
- (3) 休業に対する法定外補償保険金  
被用者が業務上または通勤途上の災害<sup>(注)</sup>による負傷により休業し、賃金の支払いを受けられない場合の休業4日目以降についてお支払いします (ただし、1,092日分を限度とします。)  
(注) 通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。
- (4) 災害付帯費用保険金 (災害付帯費用補償特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。)  
死亡に対する法定外補償保険金、後遺障害 (政府労災保険の第1級~第7級) に対する法定外補償保険金をお支払いする場合に、被保険者が負担する香典、葬儀費用等の支出を余儀なくされた費用を支払限度額まで実費でお支払いします。
- (5) 通勤災害補償保険金 (通勤災害補償特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。)  
法定外補償条項について、通勤途上の災害まで補償します。出勤途上の通勤災害のみ補償する場合には、「退勤災害補償対象外特約」もセットします。
- (6) 退職者加算保険金 (退職者加算特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。)  
被用者が法定外補償金のうち後遺障害に対する法定外補償保険金がお支払われる身体の障害を被り、その直接の結果として身体の障害を被った時から3年以内に退職した場合にお支払いします。ただし、下請負人補償特約をセットする場合は、この特約はセットできません。

※ なお、お支払いする保険金の額は、法定外補償規定等に基づく災害補償金のお支払責任額を上限として、この保険の支払限度額の範囲内で被保険者にお支払いします。被保険者が保険金の全部または一部を被用者またはその遺族に対して支払われなかった場合には、その部分は引受保険会社にご返還いただくこととなります。

## 3. 保険金をお支払いしない主な場合

### ● 次のいずれかに該当する身体の障害については、保険金をお支払いしません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意によって被用者が被った身体の障害
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被用者が被った身体の障害
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって被用者が被った身体の障害
- (4) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性によって被用者が被った身体の障害
- (5) 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害 (下請負人補償特約をセットすることにより補償の対象とすることができます。)
- (6) 風土病による身体の障害
- (7) 職業性疾病<sup>(注)</sup>による身体の障害
- (8) 被用者が次のいずれかに該当する間に、その被用者本人が被った身体の障害
  - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
  - イ. 酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
  - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- (9) 被用者の故意または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
- (10) 被用者の故意の犯罪行為によって、その被用者本人が被った身体の障害

等

### ● 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対して被保険者が災害補償金の支払責任を負担することによって被る損害については、保険金をお支払いしません。

(注) 職業性疾病とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

(例) ・粉塵による「じん肺」・著しい騒音による「耳の疾患」・タイピスト等の「手指のけいれん」  
・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」・アスベストによる「中皮腫」

\* 上記は普通保険約款で定めたものであり、これ以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。



## 4. 補償の対象となる被用者の範囲

この制度に基づく保険の対象となる被用者は、被保険者の従業員等です(季節雇、臨時雇等を含みます。)

- (1) 被保険者が元請で工事を行う場合には、下請負人またはその被用者も補償の対象とすることができます。(下請負人補償特約セットの場合)
- (2) 被保険者が下請で工事を行う場合には、その被保険者の下請負人またはその被用者も補償の対象とすることができます。(下請負人補償特約セットの場合)
- (3) 被保険者の政府労災第一種特別加入者(中小事業主等)は、特別加入者補償特約をセットし、「特別加入者用明細書」に氏名および役職等を記入することにより、補償の対象とすることができます。
- (4) 下請負人の政府労災第一種特別加入者(中小事業主等)および第二種特別加入者(一人親方等)は下請負人補償特約をセットし、「下請負人補償特約別表明細書」にその方を含む旨を明記した場合のみ、補償の対象とすることができます。(例:〇〇建設他全下請負人、政府労災保険に特別加入している者を含む。)

## 5. 支払限度額と保険料の例

補償保険金には単位定額方式と単位定率方式の2つの支払方法があります。

- (1) 単位定額方式 補償保険金を定額でお支払いする方式です。
- (2) 単位定率方式 補償保険金を労災保険の給付基礎日額の日数分でお支払いする方式です。

被保険者と被用者との間で取り決めた法定外補償規定等の補償額と同一にすることをお勧めいたします。

次のような型を設定しております(下記の他、それぞれ任意に支払限度額を設定できますので、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。)

方 式	定額(通勤災害補償特約セット) 万円			定率(通勤災害補償特約セット) 日分	
	A型	B型	C型	D型	E型
死亡に対する法定外補償保険金	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000
法定外補償保険金 後遺障害に対する	1 級	1,000	2,000	1,000	1,000
	2 級	1,000	2,000	1,000	1,000
	3 級	1,000	2,000	1,000	1,000
	4 級	800	1,600	800	800
	5 級	700	1,400	700	700
	6 級	600	1,200	600	600
	7 級	500	1,000	500	500
	8 級	400	800	400	—
	9 級	300	600	300	—
	10 級	200	400	200	—
	11 級	100	200	100	—
	12 級	60	120	50	—
	13 級	40	80	30	—
	14 級	20	40	20	—
災害支払限度額 付帯費用	死 亡	40万円		平均賃金の80日相当額 (40万円限度)	
	後遺障害 1～3 級	10万円		平均賃金の20日相当額 (10万円限度)	
	後遺障害 4～7 級	5万円		平均賃金の10日分相当額 (5万円限度)	
年間請負金額 1 億円の場合の一時払保険料の目安					
業種コード	定 額			定 率	
	A型	B型	C型	D型	E型
35 (建築事業)	17,920円	11,170円	35,510円	29,860円	19,010円
37 (その他の建設事業)	54,440円	37,010円	107,750円	68,290円	47,290円



●年間請負金額は、貴社の最近の決算年度または、労働保険年度(平成27年4月～平成28年3月)を対象期間とした請負金額といたします(保険料確定特約をセットします。)

●①すべての工事を一括付保 ②元受工事のみを一括付保 ③下請工事のみを一括付保 ④その他の一括付保(特定事業種類工事の一括付保、特定業者からの下請工事の一括付保、官公庁発注工事の一括付保、特定の支店や営業所が行う工事の一括付保など)の4パターンの包括方式から選択し、算出した請負金額をご申告ください。

●請負金額は加入申込票および告知書にご記入いただくとともに、根拠書類として決算書等ご提出願います。

●保険加入は、政府労災保険の「事業場」単位に行ってください。また、「業種コード」についても、政府労災保険で適用されている事業種類コードと必ず一致させてください。複数業種で政府労災保険にご加入されている場合は、本保険も複数業種コードでご加入いただけます。本保険は政府労災保険の上乗せであり、ご加入のない業種コードでの事故については、保険金をお支払いできないことがあります。



※上表以外の補償内容・保険料、コード35、コード37以外の業種コードについては、取扱代理店または引受保険会社までご照会願います。

※被災した被用者が療養のため就業できないことに対する「休業補償」の追加補償をご希望の場合には、追加保険料が必要になります。

※保険料は前年度の実績を基準とした確定保険料をお支払いいただき、保険期間終了後の保険料の確定精算を不要とします(保険料確定特約をセットします。)

# 使用者賠償責任条項 (使用者賠償責任保険)

## 1. 保険金をお支払いする場合

### ●使用者賠償責任条項

被用者が業務上の災害によって身体の障害を被ったことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用に対して、保険金を支払います。

被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

保険金をお支払いする条件は適用される特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。

## 2. お支払いする保険金

### (1) 被災した被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金 (賠償保険金)

#### ① 死亡や後遺障害における遺失利益、休業損失等

政府労災保険による給付等の超過額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。

#### ② 慰謝料

法律上の損害賠償責任による慰謝料をお支払いします。

### (2) 賠償問題解決のために要した費用 (費用保険金)

#### ① 訴訟や調停となった場合に要する費用

#### ② 示談交渉に要した弁護士報酬等の費用

※①、②の費用については、事前に引受保険会社の書面による同意を必要とします。

#### ③ 求償権保全または行使に必要な手続きを講じるために要した費用

#### ④ 当社の要求に従い、協力するために要した費用

なお、被保険者が被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被用者に生じた損害の額、および被保険者の過失割合等によって決まります。

## 3. 保険金をお支払いしない主な場合

### ●次のいずれかに該当する身体の障害については、保険金をお支払いしません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者が被った身体の障害

(2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による被用者が被った身体の障害

(3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者が被った身体の障害

(4) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性による被用者が被った身体の障害

(5) 被保険者の下請負人またはその被用者の身体の障害(下請負人補償特約をセットすることにより補償の対象とすることができます。)

(6) 風土病による身体の障害

(7) 職業性疾病(注)による身体の障害

### ●次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。

(1) 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に法定外補償規定等がある場合に、その規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用

(2) 被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対する損害賠償金または費用

### ●労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。

### ●労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金を支払いません。

等

(注) 職業性疾病とは、労働基準法施行規則第35条に列举されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

(例) ・粉塵による「じん肺」 ・著しい騒音による「耳の疾患」 ・タイピスト等の「手指のけいれん」  
・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」 ・アスベストによる「中皮腫」

\* 上記は普通保険約款で定めたものであり、これ以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義は、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。



## 4. 支払限度額と保険料の例

プラン		F型	G型
支払限度額	1 災害	1億円	3億円
	1 名	1,000万円	3,000万円
免責金額（自己負担金）		なし	なし
年間請負金額 1 億円の場合の一時払保険料の目安（※法定外補償条項はC型に加入の場合）			
35（建築事業）		15,260円	17,300円
37（その他の建設事業）		63,490円	71,970円



●年間請負金額は、貴社の最近の決算年度または、労働保険年度（平成27年4月～平成28年3月）を対象期間とした請負金額といたします（保険料確定特約をセットします。）。

●①すべての工事を一括付保 ②元受工事のみを一括付保 ③下請工事のみを一括付保 ④その他の一括付保（特定事業種類工事の一括付保、特定業者からの下請工事の一括付保、官公庁発注工事の一括付保、特定の支店や営業所が行う工事の一括付保など）の4パターンの包括方式から選択し、算出した請負金額をご申告ください。



●請負金額は加入申込票および告知書にご記入いただくとともに、根拠書類として決算書等ご提出願います。

●保険加入は、政府労災保険の「事業場」単位に行ってください。また、「業種コード」についても、政府労災保険で適用されている事業種類コードと必ず一致させてください。複数業種で政府労災保険にご加入されている場合は、本保険も複数業種コードでご加入いただけます。本保険は政府労災保険の上乗せであり、ご加入のない業種コードでの事故については、保険金をお支払いできないことがあります。

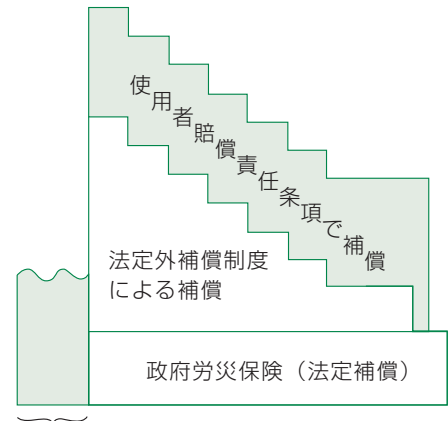
※上表以外の補償内容・保険料、コード35、コード37以外の業種コードについては、取扱代理店または引受保険会社までご照会願います。

※保険料は前年度の実績を基準とした確定保険料をお支払いいただき、保険期間終了後の保険料の確定精算を不要とします（保険料確定特約をセットします。）。

## 5. 法律上の損害賠償責任を負う労働災害の例

次のような事故の場合、貴社が法律上の損害賠償責任を負うおそれがあります。

- (1) 建設機械の安全装置を解除して作業を行わせ、その機械に従業員が巻き込まれ大けがをした。
- (2) 建設中の建物の欠陥により漏電が起これ、感電し、従業員が死亡した。
- (3) 関係法令、特に労働安全衛生法等に違反して作業を使用者が指示し、結果、従業員が死亡またはケガをした場合等。



政府労災保険の対象とならない損失（慰謝料等）

## 6. 補償の対象とする工事<法定外補償条項・使用者賠償責任条項共通>

保険期間中に行っている工事すべてを対象とし、保険期間中に発生した災害について保険金をお支払いいたします。

ただし、乙型共同企業体（分担施工方法）による工事については、その工事のうち、被保険者が分担する部分のみを対象とし、被保険者の被用者の範囲が明確にできる場合、請負金額を加算することにより対象となりますが、**甲型共同企業体（共同施工方式）**による工事については、**本制度の対象となりません。**

このような場合には別途お申込みください。

## ご注意ください（以下の事項は重要ですので、必ずお読みください。）

### <請負業者賠償責任保険・労働災害総合保険>

- ◆この請負業者賠償責任保険および労働災害総合保険は、一般社団法人全国中小建設業協会が保険契約者となる団体契約です。
- ◆この保険にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が一般社団法人全国中小建設業協会の会員および会員団体を構成する事業主である場合に限りです。
- ◆申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ◆ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ◆次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
  - 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
- ◆ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### ◆保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて（平成28年12月現在）

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

この請負業者賠償責任保険および労働災害総合保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

- ◆この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### 「個人情報の取扱いについて」

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋  
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

### ○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

### ○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

- ◆取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

＜請負業者賠償責任保険＞

万一事故が起こった場合の手続き

- ◆事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。  
○事故発生の日時・場所 ○被害者の住所・氏名 ○事故の状況・原因 ○損害賠償の請求を受けたときは、その内容
- ◆＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。＞  
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

◆事故が起こった場合の手続

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

**三井住友海上へのご連絡は**  
24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)へ

事故は いち早く

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証明する書類および委任をした方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

◆引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

◆保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

◆損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。



<労働災害総合保険>

万一事故が起こった場合の手続き

①災害にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

災害が発生した場合は、災害の拡大を防止または軽減する処置等を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

②保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほかそれぞれの特約で必要となる書類をご提出いただけます。

※2 災害の内容、損害の額・程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
①引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
②災害の発生状況を確認できる書類	労働者死傷病報告(写)
③労災保険法等の支給請求書(写)	遺族補償年金(一時金)支給請求書、障害補償給付支給請求書、休業補償給付支給請求書
④労災保険法等の支給決定通知書(写)	労災保険法等の支給決定通知書(写)・年金証書(写)
⑤被用者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書	死亡診断書、死体検案書、遺族補償年金(一時金)支給請求書
⑥被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類、障害補償給付支給請求書
⑦被用者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書(賃金不払を証明するもの)	被保険者の休業証明書、休業補償給付支給請求書
⑧被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定(写)	法定外補償規定(写)
⑨法定外補償条項の保険金請求の場合には、被保険者が支払ったまたは支払責任を負担した災害補償金の額を証明する書類	労働災害補償金受領書、補償金の振込伝票(控)、示談書(写)
⑩使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、損害賠償金額および費用を証明する書類	損害賠償金額および費用を証明する書類
⑪使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑫その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
(ア) 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
(イ) 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
(ウ) 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
(エ) 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証明する書類および委任した方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書
(オ) 平均賃金(給付基礎日額)の算定内容を確認する書類	平均賃金算定内訳
(カ) 交通事故の場合は、事故発生状況の確認のために労働基準監督署に提出された交通事故証明書(写)	交通事故証明書(写)
(キ) 被用者が車両運転・操縦中の事故の場合は、運転免許・法令資格が確認できる書類	運転免許証(写)、労働安全衛生法による技能講習修了証明書(写)
(ク) 通勤災害補償特約をセットした場合で、通勤災害における交通事故等、第三者の加害行為による災害の場合は、労働基準監督署に提出された第三者加害行為届(写)	第三者加害行為届(写)
(ケ) 下請負人補償特約をセットした場合は、被保険者から下請負人への発注・受注を確認する書類	発注・受注の請負契約書等
(コ) 災害付帯費用補償特約をセットした場合は、被保険者が負担した香典、葬儀、花輪代等の諸費用の額を確認する書類	香典、葬儀、花輪代等の費用明細等

◆引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

◆保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

◆損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

③示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。(使用者賠償責任条項をセットした場合)。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行います。万一、被保険者が損害賠償責任を負う災害が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

▲ 保険商品・加入手続きに関するお問い合わせは、担当エリアの取扱代理店までご照会ください。

	取扱代理店	三井住友海上担当
愛知エリア	有限会社保険コンサルタント(太陽事業部) 〒441-1361 愛知県新城市平井字新栄25-2 TEL:0536-22-1870 FAX:0536-22-3600  <担当代理店>	愛知東支店豊橋北支社 〒440-0888 豊橋市駅前大通一丁目55番地 TEL:0532-54-3391 FAX:0532-53-2451  <担当代理店>
大阪エリア	株式会社ティアタス 〒590-0946 大阪府堺市堺区熊野町東1-1-7 TEL:072-238-1925 FAX:072-222-7537  <担当代理店>	堺支店堺第一支社 〒590-0952 大阪府堺市堺区市之町東6-2-9 TEL:072-222-6301 FAX:072-223-4497  <担当代理店>
鹿児島エリア	有限会社AFIコンサルタント(事務幹事代理店) 〒890-0036 鹿児島県鹿児島市田上台2-45-8 TEL:099-264-6164 FAX:099-264-6684  <担当代理店>	鹿児島支店鹿児島第二支社 〒890-0053 鹿児島市中央町18-1 TEL:099-206-0707 FAX:099-206-0725  <担当代理店>
上記以外のエリア	株式会社アサカワ保険事務所(事務幹事代理店) 〒141-0031 東京都品川区西五反田1-28-3-906 TEL:03-3490-1751 FAX:03-3490-1780  <担当代理店>	広域法人部 営業第一課 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL:03-3259-6692 FAX:03-3259-7218  <担当代理店>

▲ 本制度に関するお問い合わせ  
 一般社団法人 全国中小建設業協会 事務局  
 TEL:03-5542-0331 FAX:03-5542-0332  
 〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5 ニュー新富ビル2階

▲ 引受保険会社  
 三井住友海上火災保険株式会社  
 広域法人部 営業第一課  
 TEL:03-3259-6692 FAX:03-3259-7218  
 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1